

弘前市手話言語条例

前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりや未だ感じる状況に至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる弘前市を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話を言語として明示した障がい者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外のものが共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、かつ、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識を持って行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができ、自立した生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、前条に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策について、総合的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話通訳者の配置など、手話による意思疎通支援者のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(就労支援)

第7条 市は、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第8条 ろう者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため、市と協働により普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。